

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年1月29日(火) 午前9時30分から11時20分
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 第3委員会室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
会長職務代理者	2番	牧 潤三	君
委員	3番	中島 則雄	君
	4番	川畑 孝博	君
	5番	永野 眞佐子	君
	6番	永綱 忠美	君
	8番	牧 優作郎	君
	9番	日高 清明	君
	10番	備 邦雄	君
	11番	神宮司 守昭	君
	12番	西橋 豊啓	君
	13番	白川 満秀	君
	14番	渡邊 祥太郎	君
	16番	大角 利夫	君
	17番	内田 政人	君
	19番	岩川 孝行	君
	20番	田中 武浩	君

4. 欠席委員(2人)

欠席者	7番	岩川 直隆	君
-----	----	-------	---

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2

報告第 8号	屋久農用地利用計画変更申出書の取下げについて
議案第51号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第53号	農地転用事業計画変更申請について
議案第54号	耕作放棄地についての農地・非農地判断について
議案第55号	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について
議案第56号	農用地利用集積計画の取消について(追加議案)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川 滝男
係長	川東 卓磨
主事補	泊 雄貴
相談員	西田 博隆

皆さんおはようございます。本日は7番委員の岩川直隆さんから欠席の連絡がきております。

ただ今より平成24年度第10回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。

農業委員憲章朗唱を会長にお願い致します。

憲章朗唱（1番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

皆さんおはようございます。

マスコミに目をやっていると、はるか遠くアフリカの方ですごい惨事があったなと気にしていたところ、身近なところでも、「あっ。」というような事件も起こったようでございます。

被災された方には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

私どもの農業委員期間、3年間も後半に入ったところでございます。今月は選挙人名簿の許可申請も議案として上がっているわけですが、私達は公の人として“しなければいけないことを、きちっとしていく。”ということを徹底していただきたいと思っております。

今月、この定例総会が遅くなった関係で、先に県の農業会議所の転用関係の現地調査がございまして、伊集院の方へ行ったところですが、『離島で良かったな。』ということを感じながら、帰ってきました。どうしても本土の方では、周りの目が非常に厳しいです。そんなことを感じながら帰ってきたんですが、「それではいけないな。」と。やっぱり、「しないといけないことはぴしゃっとしていかんといかん。」と、併せて考えながら戻ってきたところなんです。

本日の審議、選挙人名簿の調製について、あるいは尾之間地区の非農地判断についてでございますので、皆さん方の積極的なご意見をお願いして、議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を20番委員・2番委員にお願いをいたします。

議事に入る前に、お手元に追加の議案が示されているかと思ひます。その追加案件、第56号として上程してもよろしいか、おはかりをいたします。

（「異議なし。」の声あり）

それでは後もって、この56号議案、上程をいたします。

それではまず、報告第8号・屋久農用地利用計画変更申出書の取下げについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第8号・屋久農用地利用計画変更申出書の取下げについて、次のとおり変更申出書の取下げ願ひがあったので報告する。

整理番号3番。申出人：[REDACTED]、[REDACTED]。  
土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡の内[REDACTED]㎡。利用状況：畑。農用地です。事由：『事業計画見直しに伴う工事計画中止により、転用計画も中止になったため。』転用目的及び事業計画：土地造成が[REDACTED]でした。備考欄に書いてありますように平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に現地調査し、[REDACTED]月[REDACTED]日の総会にかかって、[REDACTED]月[REDACTED]日に意見書提出ということでした。平成[REDACTED]年の[REDACTED]月[REDACTED]日に農振の認可が下りたところなんです。ここは今度の見直しには、周辺を含めて全体見直しで除外を出すようになっているところなんです。以上です。

会長

報告案件でございますが、只今の説明について皆さん方から疑問点な



会長

ど、ございますか。

なければ、報告案件ということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議案第 51 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

整理番号 28 番、29 番は関連がございますので一括で説明をお願いします。

事務局長

議案第 51 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 28 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■。土地の所在：■■■■ ■■■■ ■■■■、畑、■■■■㎡。農用地区域外です。利用状況：休耕地。営農計画及び耕作期間：たまねぎが 10 月から 5 月、バナナ・すもも・びわ・梅が 1 月から 12 月。事由：新規就農でありますので、経営面積はございません。権利の設定・移転を受ける者の状況といたしまして、申請人の経験年数・5 年、妻・5 年。農機具等の保有状況といたしまして、刈払機・1 台。今後の導入予定といたしまして耕耘機が 1 台ということです。所有権移転は平成 ■■■年■■■月■■■日ということです。周辺地域との関係については「特に支障はない。」と、地域との役割分担についても「集落等の共同作業等に全面的に協力します。」ということです。

整理番号 29 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。申請人は同一です。土地の所在：■■■■ ■■■■■■■■、畑、■■■■㎡。農用地区域外です。利用状況：休耕地。

以下は整理番号 28 番と同じです。

期間は■■■年間ということで平成 ■■■年■■■月■■■日から平成 ■■■年■■■月■■■日、合計面積が■■■■㎡ということです。

この案件につきましては、新規就農でございます。譲受人の今後の就農に期待したいと思います。農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 以上です。

会長

整理番号 28 番、29 番について関連がございますので、一括して担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人の方は■■■歳で高齢ということで、昨年相次いで旦那さんと息子さんを亡くされて 1 人です。農業もできませんから土地を売却するということです。譲受人は屋久島に来られて約■■■年くらい。■■■■のすぐ傍の借家におりまして、屋久島の■■■■にして販売されております。4 年半ほどになります。奥さんと 2 人で、今度取得する土地でたまねぎを栽培して、それも■■■■にして袋詰めして販売したいということです。今のところ、たまねぎ栽培だけです。

貸借権につきましても、将来余裕ができましたら買いたいということですが、当分は借りて栽培するということです。本人にもお会いしましたが、好青年でして意欲的な方でございます。ただ、農機具については刈払機を 1 台所有ですが、機械を持っている方にお借りして栽培をしたいということでした。特に問題は無いと思います。 以上です。

会長

整理番号 28 番、29 番について、皆さん方からご質問等ございますか。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は私の義理の姉になります。兄を無くしてから、畑の管理を私達夫婦でやっております。この他にもまだ畑が約 1 町歩あるんですけども、その草刈は大変で、「私達もいつまでできるかね。」と話をしており

○番（農業委員） ましたら、■■■さんから譲ってほしいという話がございます、私達も助かっているところです。農業は初めてということですので、私達も協力しながらお手伝いしてあげたいと思っております。バナナやスモモがございますので、サル害を心配されるかと思いますが、ハウスも1棟ございますので利用されるんじゃないかと思えます。

○番（農業委員） この若い人たちが、屋久島の■■■にして4年半販売している経験もあるということで、屋久島の農業の中で6次産業と盛んに言われておりますけども、これが成功しますと屋久島の農業、観光にも繋がっていくのかなと考えますと、私は賛成したいと思います。

○番（農業委員） 上は売買、下は貸借期間が■■■年で合計面積が■■■㎡で、足せばいいんだけど、これは■■■年間の貸借でしょ。これでいいんですか。

事務局長 下限面積の30aを超えていることを示すためにそこに提示してあります。

会長 他にございませんか。  
（「ありません。」の声あり）  
整理番号28番・29番について許可することにご異議ございませんか。  
（「はい。」の声あり）  
それでは整理番号28番・29番を許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第52号。農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

○番（農業委員） すみません。勉強のために、教えてください。  
今、■■■さんから出ましたけど、■■■年後の面積が3反歩以下でも、問題ないということですか。■■■年間は4反歩クリアできますけども、■■■年後に契約が切れた時に2反歩しか残らないですよ。そこら辺の解釈は。

会長 それについて、明確な規定は無かったと思うんですが、許可申請するときに30aという下限面積を満たしているかどうかという判断をする中で、これまでも、貸し借りの期間が短い契約も併せて申請ということがあったと思うんですが、その後は極力、貸し借りの契約を更新するなり、助言指導をしていくしかないと思います。

○番（農業委員） わかりました。

会長 それでは進めます。議案第52号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第52号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。  
整理番号28番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・■■■、譲渡人・■■■。土地の所在：■■■ ■■■ ■■■、畑、■■■㎡。利用状況：休耕地。農地区分・土地利用規制：第2種農地、都市計画区域内。事由『現在借住まいであり、自己の加工工場と住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：  
《第1期》 土地造成が■■■㎡。加工場の建築面積が■■■㎡、駐車場等その他が■■■㎡。《第2期》 一般住宅が■■■㎡です。合計で■■■㎡ということです。  
申請人は先ほど3条で出ました、新規就農で耕作地の近くに加工場や住宅を建てることは、作業効率から問題無いと思えますが、農地法許可審査の手引きでは、『工事期間は許可後、おおむね1年以内には工事が



事務局長

完了すること。』が原則ですが、住宅については3年以内の計画になっておりますので、許可が出るかどうかは県とのやりとりにいろいろかかると思います。もう少し申請の段階で事務局の助言ができたのではないかと考えております。なお農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりもないことから、第2種農地のその他の農地と判断しました。以上です。

会長

整理番号28番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

先ほどの議案と同じ申請人ですが、この申請地のすぐ下に分筆をして■■■■㎡確保したいということです。本人はすごくまじめな、正直な方でして、家をすぐに作りたいんですが、資金的に無理だということで、まず、■■■■を作るための工場を先に作って、資金のめどがついたら自宅を立てたいということです。今は借家です、本人の思うように行かないこともあるようで、今回の申請になりました。隣に山林化した農地があるんですが、「そこでどうですか。」という話をしましたら、道路から中に入っているということと、大きい石や大木があるということです。道路を中に■■■■mほど引き込まないといけなくなりますので、できれば道路の脇にということです。家を作る時点で申請でもいいのかなと考えますが、本人が出来る限り早い時期に家を建てたいということです。

会長

皆さん方からご意見、ご質問賜ります。いかがでしょう。

○番（農業委員）

許可後1年以内というのには、どのくらいの拘束があるんでしょうか。例えば今までに1年以上かかったということは。

会長

例えば、造成は2・3ヶ月中に始めた。それから住宅を作っているけども、1年以内には完成しなかったという例はあるかと思えます  
ですから、例えば55歳の会社員が定年退職してから農業をするために、今から農地の取得をしたいという場合、申請を出しても駄目ですね。今の転用と一緒に定年後に家を作りたいと宅地の申請をしますと、許可は下りません。どんな理由でも、1年以内に工事を始めていないと、進捗状況の報告もできないですし、何年も先ですと何らかの理由で着工できないと、取り消しをなさないとすることがあるかと思えます。この場合は、加工場の方は許可後速やかに着工されるでしょうが、こういう事例の場合、県がどういう指導をされるか、私も勉強材料になるのかなと考えております。  
事務局ではどう判断されますか。

事務局長

まず、申請に関して資金証明が必要です。3年以内と言われても現状は全くわからないわけですね。今できないのに3年後にできるのかと。資金証明が出ないということが1つ。それから回りは駐車場や木材を置く資材置き場なんかとしての申請もできたんじゃないかと、私個人は思います。分筆するわけですから。それから、加工場だけ分筆して、あとは2・3年後に申請を出すとか、方法はいろいろあったと思うんですけど、そこら辺の助言が足らなかったんじゃないかと考えております。

○番（農業委員）

今回も申請時に資金証明が必要なんじゃないですか。ついてないということですか。

事務局長

加工場の部分だけで、住宅の方はついておりません。

会長

今まで、資金の裏づけというのは300万円以上について資金証明が必要ということだったんですが、4月の受付からは金額に関わらず全て必要というふうになります。小さい規模のものでも。

会長

資金証明がいらぬ小さい規模のものでも、実行されていない事例が多く見られることを反映してのことではないかと思っております。

事務局からもありましたように、県の指導を仰ぎたいと考えているところなんです、いかがでしょう。

○番（農業委員）

会長が言われるように、県の指導を仰いでいただきたいと思うんですが、局長の説明の中にもありましたけども、3年以内ということですが、やっぱり申請受付の段階で1年という話をして指導をするべきでなかったかと思えます。下の方に住宅ローンも使用してというふうに書いてあります。加工場には資金計画もついているということから、認めていいのかなと思えますけども、これはまた来月の総会でという可能性があるわけですか。

会長

手続き上は、ここから県に上がって、どうしても一般住宅の資金証明が出されないということになりますと、県の転用審議会にはあがりません。この条件で書類的に全部揃ってあげば2月の県の転用諮問会議に掛かりますが、書類が揃わないと、いつまでも県が保留するということになります。あるいは、どうしても資金証明を付けることができないということを理由に、県が認められないということになりますと、一旦取上げて下さいということもあるかもしれません。加工場の部分を分筆した上で、申請しなすということが考えられます。

○番（農業委員）

そうならば、2度手間ということにもなりますが、県の指導を仰ぎながら、本人とも話をしてもらって、一発で県を通過できる形に出したほうが良いのではないかと思います。加工場だけを分筆してというのも経費が掛かりますし、2度手間にもなりますから。そこら辺りも本人さんと話をさせていただいて、今月に関しては保留という形をとった方がいいんじゃないでしょうか。

会長

県に確認はしていないんですが、局長からもありましたように6次産業化も併せて、県が“3年以内なら認めていいんじゃないか。”という県の方向があれば、このままいくんですが。

この申請地に加工場を作ると、残りの面積はいくらもないと。住宅がないと、どうしても困るだろうと、察することができる訳ですので、新しい就農形態として容認するかどうかということだと思います。

住宅ローンの借り入れの申請もしているという証明も出せば、可能性もあるかと思えます。

事務局長

とりあえず、転用については問題ないわけなんです、ようするに、住宅ではなく、お客さんがくれば駐車場もいるだろうし、薪なんかを置く場所もいるだろうし、そういうふうに配置を置き換えればいいと思います。

○番（農業委員）

ここで決めるというには難しいですので、先ほどから会長、局長がおっしゃるとおり、県に指導を受けて、認めてもらえる可能性が高ければ、委員会としても認めるということにはできないんですか。

会長

今、局長が言ったのは、申請面積も ■■■■ m<sup>2</sup>ですから、一般住宅の予定になっているところを、駐車場や薪置き場だとか、配置を書き換えるというのを本人さんの同意を得て差し替えてもらおうと。差し替えた添付書をつけて、県に送るとというのが、局長の意見です。

そして、3年後に住宅を作ると。もう転用されておりますので、住宅を作るのに問題は無いかなということなんです。

そういうふうに配置計画を差し替えてもらって、出すということを皆さんに同意していただければ、そういう指導をしたいと思えます。



会長

そういうことなのですが、いかがでしょう。

(「意義ありません。」の声あり)

それでは、申請書の計画を変えてということで指導したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい。」の声あり)

それでは整理をいたします。只今の整理番号 28 番については、配置図の検討をしていただいて、変更した添付書類を県に送るということでよろしゅうございますか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 29 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 29 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。兄弟間の贈与です。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]、畑、[REDACTED]m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。第2種農地、都市計画区内。事由『昨年退職しマンション住まいなので、郷里の[REDACTED]に住宅を建築し移住したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が [REDACTED]m<sup>2</sup>、この中には山林部分が [REDACTED]m<sup>2</sup>入っております、一帯として使うということです。一般住宅が [REDACTED]m<sup>2</sup>、車庫が [REDACTED]m<sup>2</sup>。合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>です。

申請地は [REDACTED] から [REDACTED] の [REDACTED] から [REDACTED]m 程山手に側に行った所に位置し、周辺は住宅が点在し、宅地化が進んでいる地域であります。申請人は現在 [REDACTED] に住んでおり、故郷に帰ってきて住宅を新築するもので、転用についてはやむを得ないと思います。なお、農地区分については 10ha 以上の農地の広がりもないことから、第2種農地のその他の農地と判断しました。 以上です。

会長

整理番号 29 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

兄弟間の贈与です。譲渡人は長男ですが、弟が定年退職して帰ってくるといことです。21 ページの地図をご覧ください。地図の町道は上のほうが県道に出る道、下のほうが [REDACTED] に向う道で、町道のすぐ脇という事です。申請地の隣に [REDACTED] 7 という譲渡人の畑がありますが、遊休地で畑は全然しておりません。申請地も一時期畑をしておったんですけども、奥さんが病気になられてから付き添ってございまして、昨年亡くなられて、本人もやる気はないようです。ここに [REDACTED] が家を建てて、隣の農地も払ってやってくれれば。という話もいたしました。本人は定年といいまして [REDACTED] 歳ですので、やってくれると思います。周辺は宅地化されてございまして、新しい宅地がたくさんあります。畑総の関係は全然無いですし、鹿の被害が一番多いところです。隣に畑をして作ったが、鹿に全部やられたというのは見え見えなんですけども、なるべく、この畑も菜園として利用してくださいといことは伝えております。 以上です。

会長

整理番号 29 番について、皆さん方からご意見、ご質問等ございせんか。

(「意義ありません。」の声あり)

それでは整理番号 29 番について申請に同意することにご異議ございせんか。

(「はい。」の声あり)

続きまして整理番号 30 番。事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 30 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]。土地の所在：[REDACTED]

事務局長

■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：休耕地。農地区分：第2種農地。事由『隣接する■■■■に居住しているが駐車場が無く、また、合併浄化槽を設置するため申請地が必要である。』ということです。転用目的及び事業計画：合併浄化槽・駐車場が■■■■㎡。

宅地拡張ということです。申請地は■■■■から川を挟んで■■■■m程のところに位置し、周辺は住宅が点在しております。隣接地の申請人の住宅は約■■■■坪と狭く、この申請地を駐車場等に使用すると申請でありますので、転用はやむを得ないと思います。なお農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりもないことから第2種農地、その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号30番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は■■■■の後継者ということで一生懸命頑張っています。説明のとおり、合併浄化槽の設置と駐車場に使用したいということで、問題無いと思います。以上です。

会長

皆さん方からご意見等ございませんか。

ご意見なければ整理番号30番について計画に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号30番は同意することに決定いたします。

続きまして、整理番号31番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号31番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人・■■■■、貸人・■■■■。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：休耕地。農地区分：第2種農地。事由『重機等の駐車場及び資材置き場を保有しておらず、また、業務拡大により資材置き場の不足が予想されるため、申請地が必要である。』ということです。転用目的及び事業計画：資材置き場・駐車場が■■■■㎡です。

この案件につきましては、平成■■■■年■■■■月■■■■日の総会で農用地区域除外が審議され、平成■■■■年■■■■月■■■■日に認可があったところです。申請地は■■■■のある県道近くから山手側に■■■■m程行ったところにあり、近くに茶園がありますが、農業への影響は少ないと思われ転用についてはやむを得ないと思います。また農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりもないことから、第2種農地、その他の農地と判断いたしました。以上です。

会長

整理番号31番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

この会社は、■■■■関係の事業をやっているわけなんですけども、資材置き場の不足ということで上がってきました。この土地については資材置き場として有効に利用した方が良いと判断したところです。

会長

皆さんからご質問等ございますか。

○番（農業委員）

貸人の方は■■■■におられるようなんですけど、地元の方が有効に使用できるのであれば、私は良いのではないかと思います。

会長

他にございませんか。

これは、無償の使用貸借になっていますけども、借人、貸人の関係は親戚かなんかでしょうか。

○番（農業委員）

親子関係です。



事務局長

事業計画書の中に書いてありますね。『代表取締役役の■■■■である貸人から無償にて借受け』とありますので、親子です。

会長

(「異議なし。」の声あり)

異議なしの声でございますが、整理番号 31 番は同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 31 番は同意することに決定いたします。

続きまして議案第 53 号。農地転用事業計画変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 53 号。農地転用事業計画変更申請について、次のとおり変更申請があったので議決を求める。

整理番号 2 番。申請人：■■■■。土地の所在：■■■■  
■■■■・■■■■、畑、2筆の合計面積が■■■■㎡。農地区分：農用地、第2種農地。当初事業計画どおり事業が遂行できない理由は『理由書』のとおりです。お目通し下さい。変更後の転用計画：仮設事務所が■■■■㎡、駐車場・通路が■■■■㎡、資材置き場が■■■■㎡、合計で■■■■㎡です。

この案件につきましては平成■■年■■月■■日付けに4条許可(一時転用)で、期限が平成■■年■■月■■日までになっております。

申請の書類を見ても、前回とどう違うのかわかりません。要するに、農用地区域の見直しが早く終わっておれば、一時転用部分を他の所で正式に転用申請できたのに、農地の見直しが大幅に遅れたために、転用ができず、再延長が必要になったということです。農用地区域から外れたら、すぐに転用申請したいとのことですので、特に問題無いと思います。

会長

整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

前回の申請を延長したいということです。今の段階では、なかなか前に進んでいない状態でございますが、やむを得ないのではないかと考えております。仕事はやっているようなんですが、見た目には何も進んでいないように思います。以上です。

会長

申請書の字が小さくて、見にくいかと思うんですが、お目通しいただいていると思います。整理番号 2 番について皆さん方からご質問等ございますか。

○番(農業委員)

この申請書の字は小さすぎて虫眼鏡がないと読めません。もう少し大きく、申請書を作ってもらいたいと思います。それと、37 ページの理由書にもありますように、農振の見直しが遅れたことが理由だということです。これについては今までの資材置き場をもう少し使うということで、やむを得ないと思います。

会長

他の皆さんからご意見ございますか。

○番(農業委員)

農振から外れる様になっているんですね。

事務局長

外れるようになっています。

会長

他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 2 番については、やむを得ないということで同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

会長

整理番号 2 番について同意することに決定いたします。

続きまして別冊になります。

議案第 54 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 54 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について。

「耕作放棄地全体調査要領」(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知)に基づき把握された耕作放棄地に着いて、平成 24 年 6 月 29 日付け屋農第 276 号により屋久島町長から農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断依頼があり、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について(平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知)により、大字尾之間地区の現地調査を実施したので同通知第 2 の 2 に基づき、農地に該当するか否かの判断の議決を求める。

1 ページ目です。耕作放棄地の農地・非農地に係る現地調査等詳細といたしまして、調査集落：尾之間。調査年月日：平成 24 年 12 月 27 日。調査者：農業委員の [ ] さん、事務局の [ ]、農地相談員の [ ]。

調査した筆数が [ ] 筆、面積が [ ] m<sup>2</sup>。非農地として判断した筆数が [ ] 筆、[ ] m<sup>2</sup>。非農地として判断しなかった筆数が [ ] 筆、[ ] m<sup>2</sup>。判断しなかった農地の内訳はお目通し下さい。

会長

担当委員が本日欠席でございますので、事務局の方から詳しい説明をお願いします。

事務局

尾之間地区に関しましては、特に問題となる場所はありませんでした。強いて言えば『樹園地造成事業』を実施した場所が 2 筆ほどありました。事業後かなりの年数が経過していることから判断対象とさせていただいています。 以上です。

会長

お手元の資料の 3 ページになりますか、特に目立ったところなどの写真もついておりますので、皆さんの判断材料にもなるかと思えます。皆さん方からご質問等あれば受け付けます。いかがでしょうか。

○番(農業委員)

樹園地が 2 筆外れたということですが、尾之間は事業をしてから何年くらい経つんですか。

会長

昭和 40 年台だと思います。

ここの判断のあり方は地元委員、あるいは現地に行った方でないと想像がつかないと思いますが、農地相談員が北部、南部、まんべんなく調査に行っておりますので、大きな差はないと思います。

○番(農業委員)

地元でない場所ではほとんど分かりませんので、相談委員がほとんど調査に同行しているわけですから、意義はありません。

会長

皆さん方から特段ご質問等無いようですので、議案第 54 号については、提案通り皆さんの賛同を得られたということでご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

それでは そのように決定いたします。

参考までに、鹿児島県の耕作放棄地の面積が 10 万 ha と、全国でワースト 1 の実態なんですけど、3 年目、4 年目を迎えようとしております。なかなか耕作放棄地の解消実績が上がってないということで、2 月早々には遊休農地を解消するための推進大会も予定されているようで



会長	<p>ございます。</p> <p>次に進みます。議案第 55 号。農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第 55 号。農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の調製について、農業委員会等に関する法律施行第 3 条に基づく農業委員会委員選挙人名簿登載書の提出があり「平成 25 年農業委員会選挙人名簿登載申請一覧表」を別冊のとおり作成したので、同条に基づく調製並びに選挙管理委員会に送付することについて議決を求める。</p>
会長	<p>それでは、私の方から各地区毎に皆さんから意見を聞いていきたいと思っております。</p> <p>私に届いている資料の順番でいきたいと思えます。</p> <p>まず、永久保は調製ございませんか。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>はい。ありません。</p>
会長	<p>船行。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>はい。</p>
会長	<p>松峯。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>松峯は■■■■さんが提出されて、■■■■さんは、同居でなく別世帯です。</p>
事務局（岩川 滝男君）	<p>同じ敷地内にありますと、同世帯としてみなしています。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>そうなんですか。</p>
会長	<p>安房。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>はい。</p>
会長	<p>春牧。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>前の■■■■の■■■■さんの娘さん、■■■■さんは同居です。</p> <p>■■■■さんの息子さんは、家は別なんですけど、今話を聞いて同じ敷地というのは、同じ地番という意味でしょうか。</p>
会長	<p>同じ地番ではなくても、隣接していれば良いんじゃないかならうかと思えます。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>■■■■さんの家があって、姉さんの家があって、その隣なんですけど。本人は外していいということだったんですけど、どうしましょう。</p>
会長	<p>そこら辺の判断はあまりしたことがないですね。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>■■■■さんをしていきますから、農業はされていません。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>本人が外していいということなんで、外してください。</p>
会長	<p>それでは、外しましょうか。</p> <p>次は平野。</p>

○番（農 業 委 員）

ありません。

会長

次、高平です。■■■さんは同居に等しいので同居。それから■■■さんは子供に経営移譲して同居しているんですが、子供の名前で申請が無いんで、親の2人だけでは適格にならないと思います。選挙のある年であれば、申請書に子供の名前を追加してということも考えたんですが、このままでは不適格ですので、今回は外そうと思っています。

■■■さんは隣接したところに生活しておりまして、食事等も一緒だということのようです。

■■■さんは申告面積が少ないんですが、私が確認している限りポンカン・野菜・ガジュツを栽培してありますので、要件は満たしていると思います。トータルで見たい目 ■■■aはあります。一部、制度外賃貸借がありますが、少なくとも ■■■aは本人が栽培してあります。

■■■さんについても別棟ですが、前後に隣接してありますので、認められると思います。

■■■さんの娘さんは同居です。

次、麦生です。

○番（農 業 委 員）

■■■さんは同一敷地内に住んでいます。

■■■は経営移譲しておりますが、親父の名前で出ていますね。

■■■の名前で出したほうがいいんじゃないでしょうか。

会長

そうですね。■■■が申請をして、親の名前を書くというのが良いですね。

○番（農 業 委 員）

来年からそういうふうに指導しましょうかね。

会長

そうですね。この場合は■■■が経営者までひっくるめてありますので認めてやっていいんじゃないかと思います。

○番（農 業 委 員）

それと■■■さんは■■■さんと親子で同居しております。

■■■番の■■■さんの面積が■■■と書いてありますけど、タンカンだけでそのくらいありまして、畑が■■■反歩ほどありますので、■■■はあと思っています。

会長

次は原。

○番（農 業 委 員）

■■■番、■■■番は同一世帯です。問題無いと思います。

会長

尾之間。

事務局長

尾之間はみたところ異常ないと思います。

会長

小島。

○番（農 業 委 員）

■■■番の■■■さんの■■■さんは病気で農業していません。

あとは問題ありません。

■■■番は同居。■■■番は別居ですけど、同じ敷地内です。

会長

はい。平内。

○番（農 業 委 員）

問題ありません。

会長

湯泊。

○番（農 業 委 員）

湯泊は問題ありません。



会長	中間。
○番（農業委員）	中間は※印のところで、■■■■さん。本人が申告を間違っているんじゃないですか。
○番（農業委員）	うん。ミカン園なんか相当あるからね。■■■■の間違いじゃないですか。
会長	■■■■と書きたかったんじゃないですかね。
○番（農業委員）	ああ。ポンカンもタンカンもだいぶもってますからね。
○番（農業委員）	中間は以上です。
会長	栗生。
○番（農業委員）	■■■■さんと■■■■さんが同居になってますけども、番地も違うし。親子だと思うんですけど。どうですかね。■■■■さん。
○番（農業委員）	皆さん別居でも同じ敷地内だとか、近いところにおられるんですけど、地番も違いますし。
事務局	一応、■■■■に確認しましたら、同居しているということだったんですけど。
会長	同居されているんじゃない、認めて良いんじゃないですかね。
○番（農業委員）	それじゃ、問題ありません。
会長	では、北部の方にいきます。長峰。
○番（農業委員）	長峰・小瀬田、なし。
会長	楠川。
○番（農業委員）	■■■■さんは楠川ではなく、楠川です。問題ないということで。
会長	楠川。
○番（農業委員）	■■■■は同居です。
会長	宮之浦。
○番（農業委員）	■■■■君と■■■■さんは同居です。
会長	志戸子。
○番（農業委員）	■■■■さんは同居です。
会長	一湊。
○番（農業委員）	95番。寺田春政さんは29aです。
会長	吉田。
○番（農業委員）	問題ありません。

会長

永田。

○番（農 業 委 員）

■■■■に※印がありますがでも■■■■の間違いですね。  
さんのところで現在ガジュツを作っておるところです。  
さんは同居です。息子の■■■■と。

会長

口永良部はなしですね。  
それでは、皆さんに確認いただきましたので、これを整理した上で選管の方に出したいと思います。  
皆さんの決定ということでよろしいでしょうか。  
（「はい。」の声あり）  
それでは、そのように決定いたします。

事務局長

続きまして、皆さんに冒頭でご了解いただきました追加議案、第 56 号。農用地利用集積計画の取り消しについて事務局から説明をお願いします。

議案第 56 号。農用地利用集積計画の取消について、農業経営基盤強化促進法第 18 号の規定に基づく農用地利用集積計画の取消について議決を求める。

整理番号 1 番。権利の種類：所有権移転。申請人：譲受人・■■■■、譲渡人・■■■■、親子です。土地の所在：■■■■を含む■■■■筆で合計面積が■■■■㎡です。内容：■■■■。移転時期：平成■■■■年■■■■月■■■■日。事由については別紙のとおりです。

昨年■■■■月の総会で承認いただきました案件です。非農地状態の 3 筆、■■■■反歩を除いて■■■■筆、■■■■を■■■■月に所有権移転いたしました。理由書にも書いておりますが、贈与税がかかっても土地のみで■■■■万円程度で納税猶予制度を利用しなくても、支払えるのではないかと考えておりました。ところが税務署の見解では土地のみではなく、『地上物の果樹や茶園についても贈与税の対象になる。』ということと、『納税猶予制度を利用するには、全ての農地を移転する必要があり、対象にならない。』ということでした。改めて試算したところ、贈与税が■■■■万円近くになり、このままでは経営が行き詰まり支払えないことから、登記を元に戻し贈与を取り消し、さらに青年就農給付金を返還して、再度情勢が整った時点で申請するようにしたところでした。今回のことは青年就農給付金ばかりに目がいって、他の部分に気が回らなかったと反省しております。

今後、贈与で所有権移転する場合には、地上物や 3 ヶ月以内に収穫できる果樹の実も、対象になるということを知っていただきたいと思えます。以上です。

会長

只今事務局から、中身まで詳しく説明がございました。  
要するに公告を取消すということの提案でございます。  
皆さん方からご質問等ございますか。

贈与の関係のある他の皆さんについては、先般、税務署の遺産税の担当者と協議をいたしまして、贈与税額を試算した上で、支払う方向で申請書を税務署の方で作成中でございます。

31 日に再度、該当者においていただいて、最終確認がされることになっております。

事務局長

今まで 1 億円までは、そんなに掛からないと言っていたんですが、地上物まで全てにかかってくるので、下手に贈与税はかからないとは言えないですね。あと、親が 65 歳以上であれば、相続時精算課税と言って、それを申告すれば、2,500 万円まで控除がありますから問題ないん



事務局長

ですけど、この案件につきましては親がまだ 〇歳です。

例えば登記の直らない農地もありますよね。昔の名義で。それも時効取得なり、裁判を起こして登記を直さないと対象にならないということです。耕作放棄地を含む全ての農地です。制度がこれほど厳しければ、利用する人も難しいですね。ですから、親が 65 歳いかなない人は動かさない方がいいんじゃないでしょうか。

〇番（農業委員）

この“人・農地プラン”も、いろんなところで話題になっているんですが、申請の時期で分からなかったとか、確認しなかったということで、このようなことが発生していると思うんですけども。他の方については、面積も果樹もそこまでなかったのかなと。〇の〇のところについては〇の面積が相当大きいですし、事前に分かっておけば経費なんかも使わずに済んだんじゃないかと思うんですけど。

これは認める、認めないではなくて、このようにしていったら、2度とこのようなことが無い形で説明をしていくべきでないかと思っております。

会長

つい先日、農政のほうに農林水産省から『給付金を返還した場合の税法上の取扱い』の書面が届いております。ですから多分、屋久島より先に変換の事例が出て、県・農水省まで話が伝わった結果として、このように書類が来ているのかなというふうに思ったところです。

先日も“人・農地プラン”関係の検討会が行われた折に、この制度をスタートさせる段階で農水と国税の話し合いがなされないままスタートしているようです。今の制度の中で、一発で事を解消させる方法としたら、親子であっても利用権設定で契約して、親が 65 歳を達した翌年以降に所有権を直すという方法であれば、クリアーします。私どもが関わっております、農業者年金の経営移譲年金は利用権設定で裁定は下されますので、それと同じような形になればいろいろな条件をクリアーできるのではないかということを感じたところです。

今回の事例は局長の方からもありましたけれども、私もたくさん勉強させていただいたと思っております。

この案件について、公告を取消すことについては皆さん方からご異議ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

〇番（農業委員）

すみません。1つ。この場合は〇でしたが、ミカンの木もですよ。永年作物が該当するということですかね。

会長

細かく税の取扱いを見ると、3年先であっても経営移譲の3ヶ月以内に収穫が見込まれる作物については、たな卸し金としてカウントされるとなっております。が、今のところ種子島税務署から指摘をされているのは、永年作物、土地に付随して切り離しのできない作物が指摘されています。果樹や茶の場合は、例えば植えて4・5年の場合は育成費を計算しなさい。30年・40年経っているものは償却残がいくらになるかで、課税をいたします。その他のトラクター、農業用倉庫というのは贈与とみなさない方法はあるようです。

〇番（農業委員）

ハウスは。

会長

ハウスの場合は施設ですから、みなさない方法はあるようです。お互いに贈与しない旨の署名捺印。

〇番（農業委員）

他の方については、〇ですけど贈与に問題ないということですか。

会長

問題ないと言いますか、あと4人の方に贈与税の申告をしていただき

会長

ましたが、大きい方は30数万円、贈与税を払うということで話をしています。土地だけでも贈与税がかかるという話はしておりましたので、先ほど局長からもありましたように、10万円・20万円くらいなら、納税猶予制度を利用するより、払った方が後の制約がないということで、少くは払うつもりでいたんですが、果樹が加わったために、その額が少し多くなったというのが実態です。

○番（農業委員）

就農給付金や人・農地プランの中で協議会があると思うんですが、その中で、税務署・税務課とのやり取りというのは無かったんですか。

会長

それは私も税務課長からお叱りを受けました。

私が就農給付金のことを税務課長の方に相談した時に始めて知らされたということで、農林水産課のほうに問い合わせをして、「なんで最初から税務課にも話をくれなかったのか。」と言われました。

県のレベルでも、私が接触した限りでは、税のことまでは知識を持っていなかったと感じました。

実際に農家の例として、出水で植木をいっぱい取得していますので、評価をしたら億の評価になってしまってひどい目に会ったということは、農業会議の方で報告がありました。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時20分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

20番

2番

平成25年1月29日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久